## 答 弁 第 四 二 号昭和五十四年七月三日受領

内閣衆質八七第四二号

昭和五十四年七月三日

内 閣 総 理大臣 大 正

芳

衆 議 院 議 長 灘 尾 弘 吉 殿

衆 議 院 議員玉城栄一 君提出沖繩県に おけ る米国 |軍隊の| 軍事 演習に関する再質問 に対し、 別紙答

弁書を送付する。

(質問の

衆 議 院 議 員 玉 一城栄一日 君提 出 冲 : 純 県に お け る 米 玉 軍 隊  $\mathcal{O}$ 軍 事 演習 に . 関す Ś 再 質 間 に 対

する答弁書

一について

御 K 質 問  $\mathcal{O}$ 「行軍」という活動が 7 わゆ Ź 「軍事 →演習」 ・ であるかどうか、 その地位協定上の取 扱 1

が ~どう なる か につ ١, ては、 このような活 動  $\mathcal{O}$ 個 Þ  $\mathcal{O}$ 目 的 態様 等  $\bigcirc$ 具 体 的 な実態に 即 し、 合理

的に判断されるべきものであると考える。

一について

合 衆 玉 軍 隊  $\mathcal{O}$ 部 隊 が あ る 施 設 • 区 域 か 5 出 て 施 設 • 区 域 外 12 お **\**\ 7 行 動 し、 再 び 同  $\mathcal{O}$ 施

設 • 区 域 に 入るとい う活 動 を 行 0 た場合に、 これが 地 位 協 定 第五 条 に **,** \ . う 移 動 لح L 7 認  $\Diamond$ 5 れ

る カゝ どうか とい う点につ **,** \ ては、 このような活 動 0 個 々 0 目的、 態 様 等 0 具 体 的 な実 態 に 即

し、 理 的 12 判断 され るべきことで あ り、 般 的 に 述べ ることは 困 難 で あ る。

な て ١ ر は な ような態様 お、 具 体 最 近、 的 事 沖 実 で行わ 関 繩 係 県 に を調査した結果、 れたものもあつたので、 お 7 て、 **,** \ わ ゆ Ś 地 位 「行軍」 協 定第五条に 米側に対し、 とし て 問 ١ ر 題とされ う移動としては必ず 同 条  $\mathcal{O}$ た合衆 趣旨を徹 国 軍 底させ 隊 L  $\mathcal{O}$ ŧ 活 るとと 理 動 解 に さ 0 れ 7

三について

もこ

れ

に

協

力

を約

したところであ

る。

に、

今

後

日米

双方が

連絡

を密に

し、

同

条の一層

適切

な運用を図つてゆきたい旨申

し入れ、

米側

自 衛 隊  $\mathcal{O}$ 演 習 場 に 0 **,** \ 7 ŧ それ が 施 設 区 域とし て 提 供され 7 1 な 7 場合 に は 施 設 区

域 外 ということに な り、 か か る 施 設 区 域 外 で 合 衆 玉 軍 隊 が 1 わ ゆ る 軍 事 演 習 を行うことに

0 , \ て は、 御指 摘 0 答 1弁書 中三に ついてに お ١ ر て答弁 したと お ŋ であ る。

な お、 自 衛 隊 0 演習場であつても、 地位協定第二条 4 (b)の規定に従い、 施設 区域として合

衆国軍隊の使用に供することができることになつている。

四について

地位協定第二条4の又は第三条の規定に基づき、 自衛隊は、 施設・区域を共同使用すること

ができる。したがつて、 自衛隊は、 施設・区域内において、 同協定で認められる共同 使用 の範

囲内で、「軍事演習」 と称されるものを含め活動を行うことができる。

右答弁する。